

『第2次みずなみ男女共同参画プラン(後期)』の策定について

■基本方針■

瑞浪市では、「男女共同参画基本法」第9条に規定されている地方公共団体の責務に基づき、「男女が、ともに個性が尊重されて多様な生き方ができ、また、あらゆる分野に平等に参画することにより、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目指して、平成26(2014)年2月に「第2次みずなみ男女共同参画プラン」を策定しました。

以後、プランに基づき、様々な取り組みを進めてきましたが、平成30年度をもってプラン策定から5年を経過することから、「第2次後期プラン」を策定することとします。

「第2次後期プラン」は基本的には「第2次プラン」の考え方、取り組み内容を継承しますが、平成29(2017)年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」や庁内関係各課による「第2次プラン」の評価、また国・県の方針や社会状況の変化などを考慮したうえで、より現状に即した計画の策定に努めます。

◎「第2次後期プラン」策定にあたっての取り組み・留意事項

1)「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施

目的：市民の男女共同参画に対する意識や変化を把握することで、「第2次後期プラン」の策定と今後の男女共同参画社会の推進のための施策実施の基礎資料とする。
調査対象：瑞浪市在住の20歳から74歳以下の男女 1,000 人…前回(H24)と同じ
実施時期：平成29年10月

2)瑞浪市男女共同参画プラン推進会議(以下「推進会議」)による「第2次プラン」の進捗確認および評価

目的：「第2次プラン」の進捗状況を正確に把握することで、今後必要な取り組みを「第2次後期プラン」に反映させる。
概要：担当課、策定作業部会で作業を行い、推進会議にて案の審議・確定を行う

3)「第2次プラン」策定以降の国・県の動き、社会情勢の把握

①国の動き(主なもの)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行(平成27年9月4日)
→第六条2 市町村は基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- 第4次男女共同参画基本計画策定(平成27年12月25日閣議決定)

②県の動き(主なもの)

- 「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定(平成29年3月)
- 岐阜県男女共同参画計画(第4次)の策定(現在策定中)

③瑞浪市の動き(主なもの)

- 「瑞浪市人権施策推進行動計画(後期)」の策定(平成28年3月)
- 「瑞浪市第6次総合計画後期計画」の策定(現在策定中)

4)市民意識の反映

- 「市民意識調査」の実施
- 瑞浪市男女共同参画審議会
- 瑞浪市男女共同参画社会推進会議からの意見聴取
- 「第2次後期プラン(案)」に関するパブリックコメントの募集